平成２６年（フ）第３４９号
栃木県宇都宮市下栗町803番地　パタラシティ702、前住所栃木県芳賀郡益子町大字塙2798番地63
債務者　菅原　正道
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３号
栃木県栃木市大平町新1540番地13　ブランドールＳＵＮＡＧＡ　Ｂ棟102号、従前の住所栃木県栃木市大平町富田311番地38
債務者　田屋　幸則
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５７号
栃木県小山市大字間々田1054番地２　ペア・ブラッサム渡辺202号、住民票上の住所栃木県栃木市大平町西野田294番地18
債務者　横地　照夫
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３４０号
熊本市南区出仲間５丁目６番１―304号室、住民票上の住所熊本市北区改寄町2029番地３
破産者　小谷　昭博
1　主文　当裁判所が平成26年７月22日午後３時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「熊本市北区改寄町2029番地３」とあるのを「熊本市南区出仲間５丁目６番１―304号室、住民票上の住所熊本市北区改寄町2029番地３」と更正する。
2　決定年月日　平成26年７月31日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１７号
新潟市南区鷲ノ木新田4018番地１　ケアハウスやすらぎ
破産者　鈴木雄二郎
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２６号
福岡県太宰府市通古賀３丁目６番18号
破産者　山本　哲二
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０５号
名古屋市緑区桶狭間切戸2204番地
破産者　株式会社エイ・ジイ
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２８号
愛知県半田市清城町１丁目12番地の20清城ハイツⅡ
破産者　ジャイプール有限会社
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８９号
福岡市西区姪の浜１丁目４番24号
破産者　渡辺建設株式会社
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目１番13号
破産者　ミュージックラウンジエトワールこと
相馬　訓子
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２９８号
北九州市門司区奥田４丁目２番38号
破産者　有限会社山田電気工務店
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４５号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目７番地の24
破産者　有限会社玉川産業
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
徳島県三好市池田町佐野影2231番地１
破産者　有限会社東雲運送
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所美馬支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９３号
熊本市北区植木町広住42番地１　イーストサイドＤ、前住所熊本市北区植木町植木59番地
破産者　内田　隆司
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３０号
愛知県北名古屋市二子屋敷339番地１　Ｔｗｉｎｓ　Ｃｏｕｒｔ　Ｂ棟106号
破産者　小林　　誉
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３０号
名古屋市名東区牧の里２丁目410番地　ベルシャトーまき205号
破産者　佐藤　　章
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８２号
名古屋市港区本宮町１丁目41番地の１　ユーハウス本宮404号
破産者　大原　洋子
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部